

市立加西病院医業未収金回収業務委託 仕様書

1 業務委託名

市立加西病院医業未収金回収業務委託

2 業務の目的

本業務は、市立加西病院(以下、「当院」という。)の医業未収金回収業務が、豊富な経験と専門知識を有する事業者に委託することにより、病院の有する未収債権の回収強化を図り、患者負担の公平性を確保し、病院の経営安定化を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 委託する業務については、次のとおりとする。

- ア 債務者、連帯保証人及び相続人(以下「債務者等」という。)に対する文書や電話等による催告
- イ 居所不明者に係る住所等の調査
- ウ 債務者等の相続調査
- エ 支払い方法等の相談対応
- オ 当院職員への未収金対応指導

※受託者は、当院の委託事業者として品格ある発言や態度を保ち、当院の信頼と名誉を損なうことのないよう十分に留意すること。

※受託者は原則として本件遂行に必要な業務を全て受託者で実施すること。

※上記イ、ウについては弁護士判断もしくは協議にて対応する。

(2) 委託する診療債権は医療費にかかる個人未収金のうち、令和 7 年 2 月以前に発生した診療債権でかつ当院での徴収が困難な診療債権とする。なお、診療債権の委託時期は随時とするが、詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

また、委託する債権は、医療費に係る未収金のうち、以下のア～キを除く債権とし、委託後ア～キに該当することとなった債権については、委託債権から除外する。

- ア 診療内容等により債務者又は連帯保証人等が支払を拒む意志を明らかにしている診療債権(当院が解決済みと決定している事案を除く。)
- イ 破産・免責決定を受けた未払者の診療債権(連帯保証人のあるものを除く。)
- ウ 生活保護を受給するなど経済的な理由で未払いであることが明らかな診療債権
- エ 債務者が死亡又は受刑者等であり、連帯保証人がなく、かつ相続人が判明しない診療債権
- オ 分割納付中又は支払方法等について病院と相談中の診療債権
- カ 前述の他、当院が自ら回収を行うと判断した診療債権
- キ 受託者があらかじめ委託者と協議の上決定した診療債権

- (3) 月末時点において、債務者等ごとの回収金額や対応状況を原則翌月 5 営業日までに当院へ報告すること。また、その他必要な事項については適時報告すること。
- (4) 債務者等からの入金方法は原則として受託者が指定した銀行口座への振込みとする。
- (5) 当院と受託者との連絡・調整を効率的に行うため、担当者を配置すること。
- (6) 当院の医業未収金の状況(R7.8.31 時点)は下記の通りであり、うち年間 1,200,000 円(月 100,000 円)程度の債権の委託を予定している。

未収金発生年度	入院		外来		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 6 年度 ～令和 6 年度まで	77 件	8,110,437 円	152 件	1,391,951 円	229 件	9,502,388 円

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間終了の 1 か月前までに、委託者からの意思表示がないときは、その翌日において更に 1 年間、成功報酬料率を含めて同一の条件で契約を更新するものとする。(最長、令和 10 年 3 月 31 日まで)

5 委託費について

本業務により委託した債権について、回収した額に成功報酬の割合(成功報酬率)を乗じた額を支払うものとする。成功報酬の割合(成功報酬率)には下記の諸経費を含むものとする。

- (1) 督促に関連する電話料金
- (2) 文書発送郵便料金
- (3) 収納代行費用
- (4) 債権情報の管理に関するシステム費用
- (5) 住民票取得費用
- (6) 戸籍謄本等取得費用

なお、委託費は、上記 3-(3)に報告された回収金が病院に納付されたことを確認した日より、原則 1 ヶ月以内に支払うものとする。

6 契約解除・更新時における業務引継ぎ

- (1) 本契約が満了し受注者が変更となる場合、本契約の受注者は、発注者に対して、誠実かつ懇切丁寧に、十分な引継ぎを行うものとする。
- (2) 引継ぎ後、十分な引継ぎが完了した証として、本契約の受注者と発注者とで、引継ぎが完了したことを確認する書面を取り交わした上で、引継ぎ完了の報告をするものとする。

7 個人情報の保護

- (1) 契約約款別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、厳重に個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報の管理状況について実地検査を求められたときは、速やかに応じること。

8 協議事項

この仕様書の内容については、必要性が生じた場合は、当院及び受託者の間で協議した上で変更できるものとする。また、この仕様書に定めがない事項又はこの仕様書に係る契約の各条項の解釈につき疑義が生じた場合には、当院及び受託者の間で誠意を持って協議し、これを円満に解決するものとする。